

大阪市ファミリー・サポート・センター報酬に関する基準

- 1 大阪市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第 14 条に係る報酬の基準を次のとおり定める。

通常 (7:00～20:00)	1時間あたり	800円
早朝・夜間 (通常以外)	1時間あたり	900円
土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)	1時間あたり	900円
子どもが体調不良の場合	1時間あたり	900円

※活動時間は、提供会員が活動を開始した時刻から終了した時刻までとする。

- 2 活動時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 3 活動時間が1時間を超過する場合、30分以内は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間の扱いとする。
- 4 活動時間が通常の7:00をまたぐ場合は、次のとおりとする。
- (1) 活動時間が1時間以内の場合は、900円とする。
 - (2) 活動時間が1時間を超過する場合は、1時間あたり800円として、30分以内はその半額、30分を超え1時間までは1時間分を負担する。さらに早朝時間帯の加算として、7:00までの活動に対し、60分あたり100円とし、30分以内は半額、30分を超え1時間までは1時間分を負担する。ただし、10円未満は切り捨てとする。
- 5 活動時間が通常の20:00をまたぐ場合は、次のとおりとする。
- (1) 活動時間が1時間以内の場合は、800円とし、さらに夜間時間帯の加算として、20:00以降の活動に対し、60分あたり100円とし、30分以内は半額、30分を超え1時間までは1時間分を負担する。ただし、10円未満は切り捨てとする。
 - (2) 活動時間が1時間を超過する場合は、1時間あたり800円として、30分以内はその半額、30分を超え1時間までは1時間分を負担する。さらに夜間時間帯の加算として、20:00以降の活動に対し、60分あたり100円とし、30分以内は半額、30分を超え1時間までは1時間分を負担する。ただし、10円未満は切り捨てとする。
- 6 同時に複数の子どもの預ける場合は、預ける子どものうち、次の項目順に当てはまる子どもを1人目とし、2人目以降は、報酬の基準を半額とする。ただし、子ども毎に算定し、10円未満は切り捨てとする。
- (1) 活動時間が最も長時間の子ども
 - (2) 活動を開始した時間が最も早い子ども

(3) 最年長の子ども

7 活動の取り消しについては、次のとおり依頼会員が支払う。

前日までの取り消し	無料
当日（活動開始まで）の取り消し	上記基準により算定された報酬額の50% （ただし、10円未満切り捨て）
活動開始予定時間後の取り消し または、無断取り消し	全額

8 食事代は300円を目安とし、交通費、おむつ代、市販の食事（ミルク）、おやつ代等については、依頼会員が実費を支払う。

依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意する。